

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 8 年 8 月 21 日

支出負担行為担当官

北海道開発局網走開発建設部長 佐藤 善文

1 業務概要

(1) 業 務 名 旭川紋別自動車道 遠軽町外 遠軽上湧別道路施工計画検討業務

(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、旭川紋別自動車道 遠軽上湧別道路事業 (L=13.1km) において、円滑かつ効率的な事業実施に向け、施工計画の検討、関係機関協議資料の作成、工事発注図書準備に必要な資料作成を行うことを目的とする。

主な業務内容は以下のとおりである。

・計画準備	一式
・現地踏査	一式
・施工計画検討	一式
・工事計画検討	一式
・関係機関協議資料作成	一式
・事業記録管理	一式
・報告書作成	一式

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 10 月 29 日まで。

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて(試行)」(令和 7 年 12 月 3 日付国官技 309 号、国官総第 182 号、国営整第 141 号、国港総第 501 号、国港技第 78 号、国空予管第 991 号、国空空技第 379 号及び国空交企第 267 号)の試行業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。

- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 当該部門の建設コンサルタント登録
- (2) 企業の同種又は類似業務の実績
- (3) 企業の過去の業務成績・業務表彰
- (4) 配置予定の管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、手持ち業務の状況
- (5) 配置予定の管理技術者の過去の業務成績・業務表彰
- (6) 配置予定の管理技術者の網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無
- (7) 配置予定の照査技術者の資格、同種又は類似業務の実績
- (8) 当該業務の実施体制（主たる部分の再委託予定の有無等）

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
 - ・管理技術者について
資格、同種又は類似業務の実績、業務成績・業務表彰、網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無。
 - ・照査技術者について
資格、同種又は類似業務の実績、網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無。
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性ほか。
- (3) 評価テーマに関する技術提案
- (4) 参考見積

5 手続等

- (1) 担当部局
〒093-8544 北海道網走市新町 2 丁目 6 番 1 号
北海道開発局網走開発建設部契約課 入札スタッフ
電 話 0152-44-6149 電子メール hkd-ab-nyusatsu@ki.mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間及び交付方法
説明書は、令和 8 年 8 月 21 日から令和 8 年 10 月 1 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9 時 00 分から 18 時 00 分（最終日は 12 時 00 分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記 5 (1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出先及び提出方法
令和 8 年 8 月 21 日 9 時 00 分から令和 8 年 8 月 31 日 12 時 00 分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持

参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記 5 (1)に同じ。

(4) 技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

令和 8 年 9 月 16 日 17 時 00 分から令和 8 年 10 月 1 日 12 時 00 分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記 5 (1)に同じ。

6 その他

- (1) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (2) 上記 2 (1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業も上記 5 (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (3) 詳細は説明書による。